

随意契約理由書

1 業務名称

英語学習教材「読みトレ 100plus」の買入

2 契約の相手方

株式会社浜島書店

3 随意契約理由

本件は、当該製品を学校において教材または教員向けの研修用資料として活用するものである。当該製品は、著作権保有者である株式会社浜島書店が唯一の販売者であるため、著作権保有者である株式会社浜島書店と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(英語イノベーション G)
電話番号 06-6208-9197

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 TRC新刊全件マークほか4点買入

2 製品名称 (1) TRC新刊全件マーク
(2) 内容細目ファイル
(3) 典拠ファイル
(4) TRC TOOL i
(5) 雑誌データ

3 契約の相手方
株式会社 図書館流通センター 関西支社

4 随意契約理由

(1) TRC新刊全件マーク

大阪市立図書館業務全般の電算化に伴う書誌データベースの構築に際して、TRCマークを採用し、多様な検索に対応できる書誌データに基づく検索システムを構築している。データベース資産の有効活用を図るためには、蓄積されたデータベースとの整合性が保たれる必要があり、当該システムに必要な書誌データの条件に合致しているのはTRCマーク以外にはない。

上記業者は、TRC新刊全件マークを取り扱っている唯一の業者である。

(2) 内容細目ファイル

内容細目ファイルは各種全集等の収録作品の書名・著者などのデータである。書誌データベースの構築のために採用したTRCマークと一体化して採用することで、幅広い検索にも対応可能となる、必須の書誌情報である。

上記業者は、TRC内容細目ファイルを取り扱っている唯一の業者である。

(3) 典拠ファイル

典拠ファイルは、著者および機関名、出版者名、件名などを相互に参照・検索できる典拠データである。書誌データベースの構築のために採用したTRCマークと一体化して採用することで、幅広い検索にも対応可能となる、必須の書誌情報である。

上記業者は、TRC典拠ファイルを取り扱っている唯一の業者である。

(4) TRC TOOL i

TRC TOOL i とは、TRCマークを検索し、株式会社図書館流通センターが提供する書誌データをダウンロードできる図書館専用Webシステムである。図書の書誌データはTRCマークを採用していることから、これまで蓄積して

きたデータの整合性、有効活用を図りつつ、図書館に寄せられる膨大な量の寄贈図書
の書誌データ作成には、TRC TOOL i によるデータベースの利用が不可欠である。

上記業者は、TRC TOOL i を取り扱っている唯一の業者である。

(5) 雑誌データ

図書館向け雑誌マークは、TRC 雑誌マークしか存在しない。上記業者は、雑誌
データを取り扱っている唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質が競争
入札に適さない契約にあたるため、株式会社図書館流通センターとの特名随意契約と
する。

※マーク…「機械可読目録 (Machine Readable Cataloging)」

図書館資料のタイトル名・責任表示・出版者・件名等の書誌情報をコンピ
ュータ処理可能な形で磁気テープ等に記録したもの。

※典拠…特定の標目 (著者(個人名・団体名)、件名) だけを集めたデータベース。

著者典拠は、同名異人を区別して識別し、異名同人をまとめて検索できるよ
うに管理し、件名典拠は、図書の内容にそった件名標目のもとで管理し、書
誌データ・内容細目とリンクさせ求める資料の効率的な検索を可能にする。

5 根拠法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

6 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当 (電話番号 06-6539-3327)

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書館流通センター関西支社

3 随意契約理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期やタイトル、価格等を予測することは不可能である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

有限会社 福島書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後 1 年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたるうえ流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1 冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06 - 6539 - 3327）

随意契約理由書

1 案件名称

北ブロック館（東淀川図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社紀伊國屋書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

東ブロック館（旭図書館ほか3館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社紀伊國屋書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

西ブロック館（西淀川図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社丸善ジュンク堂書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

南東ブロック館（平野図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社丸善ジュンク堂書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

南西ブロック館（阿倍野図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社今西書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

北ブロック館（東淀川図書館ほか3館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 西日本書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

東ブロック館（旭図書館ほか3館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 西日本書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

西ブロック館（西淀川図書館ほか4館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 西日本書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

南東ブロック館（平野図書館ほか4館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 今西書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

南西ブロック館（阿倍野図書館ほか4館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 今西書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館閲覧用外国新聞(4月～12月分) 買入

2 契約の相手方

株式会社 OCS

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館では、幅広い市民ニーズに応えるため、また「大阪市多文化共生指針」の目標に従い、外国で発行されている新聞についても豊富に揃えサービスの充実をはかっている。

上記業者は在外邦人へ日本国内発行の新聞を届けるため、朝日・毎日・読売・日経各社の支援を受けて設立された業者であり、世界 200 都市以上に海外代理店・現地法人を有している。そのネットワークを生かして、各国（欧米諸国、南米等）の新聞の輸入業務も充実しており、各国で直接仕入れて独自の航空便にて毎日日本へ発送するシステムをとっているため、発行後速やかに、また安定的に供給できる。未着の号が発生した場合や破損等の交換にも迅速な対応が可能であり、当該業務が求める正確性を確保できるのは、国内で当該業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当 （電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館閲覧用新聞（東京新聞ほか 36 紙）買入

2 契約の相手方

株式会社萬伸社

3 随意契約理由

上記業者は国内の地方新聞を網羅的に収集する大阪唯一の地方新聞取次業者であり
ほかに同種の業者がないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

- 1 案件名称
少年写真ニュース（令和6年4月～令和7年3月発行分）外 買入
- 2 契約の相手方
株式会社少年写真新聞社
- 3 随意契約理由
 - （1）選定理由
年間購読の刊行紙誌は、各校園における教育活動ならびに管理運営の活動のために必要なものとして、各校園の予算委員会等で検討、選定しています。
 - （2）業者選定理由
各校園で選定している少年写真ニュース（令和6年4月～令和7年3月発行分）外については、発売元である株式会社少年写真新聞社以外から購入が行えず、発売元である株式会社少年写真新聞社から提出されている、「弊社が唯一の発売元として販売いたしており、他社による販売は一切行っていない」とする「発売元証明書」に基づき、株式会社少年写真新聞社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当
（維持運営費グループ：電話 06-6115-7809）

随意契約理由書

- 1 案件名称
デジタル製版用原紙 外1点（デュプロ用）（4～6月分単価契約）買入
- 2 契約の相手方
デュプロ株式会社
- 3 随意契約理由
 - （1）機種選定理由
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、幼児、児童、生徒、教職員及び保護者への配布用資料や児童生徒への問題用紙等を校園内で印刷するために必要な物品であり、日常的かつ頻繁に使用する物品です。
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、製品指定せず入札等により契約しています。
消耗品であるデジタル製版用原紙や印刷インクについては、純正品を使用しないで故障した場合、修理の迅速対応が望めず、校園の業務に支障をきたす可能性があるため、同一メーカーの製品を指定しています。
 - （2）業者選定理由
デュプロ用のデジタル製版用原紙や印刷インクについては、株式会社デュプロ以外から購入することができず、発売元である株式会社デュプロから提出されている、「唯一の販売代理店であるとする証明書」に基づき、デュプロ株式会社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立大淀小学校 ほか6校分）買入

2 契約の相手方

(株)本田盛文堂

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(株)本田盛文堂との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立扇町小学校 ほか9校分）買入

2 契約の相手方

大阪教科書(株)

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、大阪教科書(株)との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立東淡路小学校 ほか1校分）買入

2 契約の相手方

青谷書店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、青谷書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立十三小学校 ほか3校分）買入

2 契約の相手方

(株)教文堂

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(株)教文堂との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立依羅小学校 ほか1校分）買入

2 契約の相手方

ミシマ書店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、ミシマ書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立榎本小学校 ほか4校分）買入

2 契約の相手方

(株)かたの書房

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(株)かたの書房との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立九条南小学校 ほか10校分）買入

2 契約の相手方

(有)福島書店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)福島書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

特名随意契約理由書

1 件名

学校給食用牛乳 買入（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府牛乳処理事業協同組合

3 特名随意契約理由

大阪市の学校給食では「学校給食用牛乳」を活用しているが、国の『学校給食用牛乳供給対策要綱』では「学校給食供給目標及び学校給食供給計画数量に即して、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを推進する」ことを方針としており、その供給価格及び供給事業者については都道府県知事が毎年度決定することとしている。これに沿って大阪府は府下市町村分の供給量を取りまとめて『大阪府学校給食用牛乳供給事業者認定基準』を満たす事業者の認定を行い、供給事業者及び供給価格を入札して決定している。

本市の令和6年度供給事業者については「大阪府牛乳処理事業協同組合」となったため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当給食グループ 電話：06-6208-9143

特名随意契約理由書

1 件名

学校給食用物資 製品パン 買入（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪府学校給食会

3 特名随意契約理由

（公財）大阪府学校給食会（以下「給食会」という。）では、大阪府下市町村の学校給食用パンの原料となる小麦・上白糖・脱脂粉乳・油脂・特別パン用副資材を一括して購入し、製品になるまでの品質管理・安全管理を行っている。

特に脱脂粉乳については、文部科学省の通達により、学校給食用としては都道府県学校給食会を通じてでないと購入ができないこととなっている。

また、本市の学校給食用のパンについては、小麦粉や副資材等の原材料の配合を、学校給食における栄養摂取量の基準等に基づき、規格を定めており、本市規格に合ったパンを製造しているのは、学校給食会指定の学校給食用パン指定工場以外にはない。

上記の理由から、大阪市学校給食用（小学校・中学校・義務教育学校分）の供給量を確実に確保し、製品管理までしている業者は他にない。

よって上記業者と特名契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当給食グループ 電話：06-6208-9143

随意契約理由書

1 件名

学校給食用物資 精米・委託米飯 買入（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪府学校給食会

3 特名随意契約理由

本市の学校給食における精米・米飯は、年間 1,700 t と使用量が非常に多く、教育委員会では、安全性を重視し、学校給食専用銘柄を選定している。

大量の米を安定的に確保するために、教育委員会では毎年（公財）大阪府学校給食会（以下、「給食会」という。）と売買契約を締結し、給食会において産地 J A と直接契約することで大量の米を安定的に確保している。

精米については、1 週間単位での納品を行い、委託米飯については、給食会において学校給食炊飯指定工場選定基準を設けており、指定された工場のみでの加工であり、衛生管理及び生産管理から品質管理・安全管理まで委託米飯に関する管理が行われている。

本市では、学校給食における栄養摂取量の基準等に基づき、学年ごとに摂取量を決めており、その摂取量に応じた米飯を学級ごとの必要量を食缶に配食するなど、本市規格に合う米飯を製造しているのは、学校給食会指定の学校給食炊飯指定工場以外にはない。

上記の理由から、大阪市学校給食用（小学校・中学校分）の供給量を確実に確保し、安全管理まで行っている業者は他にない。

よって上記業者と特名契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当給食グループ 電話：06-6208-9143

随意契約理由書

1 案件名称

北図書館外 22 館 乾式電子複写機（白黒）借入（単価契約）

2 契約相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

大阪市立図書館では、図書館利用者サービス用に複写機を設置する事業者により目的外使用を許可しているが、地域図書館は、事務所部分・閲覧室が狭隘なため、図書館利用者用の複写機と事務用複写機の 2 台を設置するスペースがない。また本市職員が複写機利用料の回収、納入などの現金の取扱いをすることを避けるため、目的外使用許可にて設置される複写機を事務用でも利用することとし、地域図書館利用者サービス用複写機設置について、事務用で併用するという条件で、上記業者に令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで目的外使用許可を行った。よって、地域図書館の複写機の契約については、コニカミノルタジャパン株式会社と契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会中央図書館総務担当（電話番号 06-6539-3315）